

## 『三鷹市の教育に関する大綱』の改定について

### 1 現在の『三鷹市の教育に関する大綱』について

#### (1) 位置づけ

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3に定める「地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」として策定しています。

#### (2) 対象期間

令和元年度から令和4年度までの4年間

#### (3) 『第4次三鷹市基本計画（第2次改定）』との関係

市は、自治基本条例、基本構想に基づき、第4次基本計画を策定・改定し、基本構想の基本理念、基本目標の実現のため、高環境・高福祉のまちづくりを進める8つの柱と31の施策を設定しています。

また、基本構想、基本計画との整合・連動を図りながら、「子ども・子育て支援ビジョン」、「生涯学習プラン 2022」、「スポーツ推進計画 2022」、「教育ビジョン 2022」等を策定・改定し、積極的な事業展開を図っています。

そのため、大綱の「基本理念」は、自治基本条例や基本構想の理念、関連する個別計画などを踏まえて定めています。また、教育、学術、文化の振興に関する施策を総合的に示している、第4次基本計画（第2次改定）の第6部、第7部の施策内容を、大綱の「基本目標」と「施策の方向」に位置づけています。

このように、大綱は、自治基本条例、基本構想、基本計画を基調とし、関連する各個別計画の理念を反映して策定したことから、教育に関する各個別計画の上位に位置づけられるものであり、第4次基本計画（第2次改定）の中に1つの「編」として組み込んでいます。

### 2 『三鷹市の教育に関する大綱』の改定について

#### (1) 計画期間の延長について

第4次基本計画（第2次改定）の計画期間は、令和4年度までとしていましたが、新型コロナウイルス感染症の影響の長期化により、各施策の進捗に遅れが生じています。また、令和5年4月に市議会議員及び市長選挙が執行されることから、その結果を次の基本計画に反映するため、第4次基本計画（第2次改定）の目標年次を令和5年度まで1年間延長することとしました。

これに伴い、第4次基本計画（第2次改定）の中に1つの「編」として組み込む形で策定している大綱についても対象期間を令和5年度まで延長することとしました。

※ 基本計画の策定スケジュールは、別紙「基本構想改正及び基本計画策定の主な流れ（予定）」のとおり

#### (2) 『第5次三鷹市基本計画』との整合性

大綱は、これまで基本計画との整合性を図り、基本計画に含める形で策定してきたことから、今回の改定についても、『第5次三鷹市基本計画』の策定期間に合わせ、令和6年度に行うこととします。